

富谷市記者会見資料 1-①

令和2年5月27日

・総務部防災安全課 奥山

連絡先：022-358-3180

・保健福祉部健康推進課 大谷

連絡先：022-358-0512

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項

市では、本日27日に、第21回富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、これまで講じていた市施設の利用中止や市立幼稚園、小・中学校の臨時休業等の措置を解除し、「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針」に基づき予防措置を講じたうえで、一部の施設を除き、6月1日から利用等を再開することといたしましたので、お知らせいたします。

※詳しくは、別紙「富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部 市施設・学校等の再開について」「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針」を参照願います。

市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（6月1日以降）

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

この実施方針は、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言及び県主催イベント・会議等の考え方について（令和2年5月26日）等を踏まえ、市民等の生命と安全を確保するため、市が主催するイベントや会議等を実施する場合の基本的な考え方を示すもの。

なお、この実施方針の内容については国の基本的対処方針や県主催イベント・会議等の考え方（令和2年5月26日）等の見直し内容を踏まえ、適宜見直しを図るもの。

2 市主催のイベントについて

（1）基本的な考え方（概ね3週間での段階的な緩和を想定）

時期	場所	収容率	人数制限
6月1日～	屋内	50%以内	原則 100人
6月18日	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	原則 200人
6月19日～	屋内	50%以内	原則 1,000人
7月9日	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	原則 1,000人
7月10日～	屋内	50%以内	原則 5,000人
7月31日	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	原則 5,000人

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、原則中止又は延期とする

（2）感染防止対策事項

- ① 会場及び待合場所等における「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底して回避すること
- ② 高齢者や基礎疾患があるもの、妊婦は人込みをできる限り避ける
- ③ 人と人との間隔はできるだけ確保すること
- ④ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等がなされないよう留意すること
- ⑤ 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること（疫学調査の協力のため）
- ⑥ イベントの前後や休憩時間等の交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ⑦ 下記の方は参加を控えてもらうよう、事前に周知すること
 - ・風邪のような症状（発熱・咳・咽頭痛・鼻水・鼻づまり）がみられる
 - ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行や出張をした
- ⑧ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかけること
- ⑨ 手洗いや手指消毒の徹底
- ⑩ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること

- ⑪ 定期的な換気の実施（1～2時間に1回以上、1回あたり5分～10分）
- ⑫ 入場者の制限や誘導を行う
- ⑬ 共有で使用する物品は極力減らし、開催前・終了後には、共通で使用した物品を消毒すること
- ⑭ 飲食を伴う場合は、「新しい生活様式の実践例」に記載されている事項に留意すること

3 市主催の会議について

- ① 実施する場合は、規模の縮小や感染防止対策を徹底すること（2の（2）感染防止対策事項を参照）
- ② ウェブ会議等も積極的に活用すること

4 職員の出張等について

- ① 業務上出張せざる得ない場合は、最小限の人数で、混雑や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止対策を徹底すること
- ② 感染拡大傾向のある地域への出張等は避けること
- ③ 6月18日までは、一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に対応すること

5 参考資料

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年4月22日）で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）で示された「新しい生活様式の実践例」

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部 市施設・学校等の再開について

令和2年5月27日

政府は25日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言を、これまで継続していた東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏1都3県と北海道で解除し、「全面解除」を発表しました。また、宮城県は政府の「全面解除」の発表を受け、26日に「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策（5月26日以降）について」を発表しました。

本市では、こうした状況を踏まえ、**これまで講じていた市施設の利用中止や幼稚園・小学校・中学校の臨時休業等の措置を解除**し、「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針（6月1日以降）」2の（2）「感染防止対策事項」に定める新型コロナウイルス感染症の予防措置を講じたうえで、一部の施設を除き**6月1日から利用等を再開**いたします。

なお、市民の皆様が各施設を利用する場合には、この「感染防止対策事項」の実施をお願いいたしますとともに、施設ごとに留意すべき事項をご理解いただいたうえで、利用いただきますようお願いいたします。

1 イベント・会議・行事等について

（1）市主催のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（6月1日以降）」に基づき実施
- ・中止・延期する事業については、ホームページに一覧を掲載し、随時更新

（2）市主催以外のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（6月1日以降）」に準じた対策を講ずるよう、主催者等に要請

2 市立幼稚園、小学校、中学校について

- ・入学式及び入園式等

幼稚園：始業式（6月2日（火）午前）、入園式（6月1日（月）午前10時）

小学校：始業式（6月1日（月）午前）、入学式（6月1日（月）午後）

中学校：始業式（6月1日（月）午前）、入学式（6月2日（火）午前）

※小・中学校の始業式は登校時間をずらした時差登校で実施。入学式は規模を縮小し、保護者の出席は1家庭1名に限定

- ・学校再開後約2週間は学級を2つに分け隔日で分散登校を実施し、通常登校は小学校が6月16日（火）、中学校が6月17日（水）から開始。なお、各学校において感染予防ガイドラインを策定し、感染予防対策を徹底
- ・中学校の部活動は感染予防対策を徹底したうえで6月11日（木）から段階的に開始
- ・「感染症の予防」については、この機会に全ての学級で児童生徒の発達段階に合わせて全5回指導
- ・当面の間、登校について健康上不安があり欠席する場合は、出席停止扱い（欠席になりません）
- ・臨時休業長期化による学習の遅れに対する措置として、「臨時休業中の家庭学習の成果と関連付けた学習指導」や「オンライン学習を含めた家庭学習支援の継続」等を実施
- ・小・中学校の今年度の夏季休業については、8月8日（土）から19日（水）までの12日間とし、臨時休業に伴い不足した指導時間を確保

3 子育て支援施設で実施する事業について

（1）法定健診及び法定に準ずる健診（とみや子育て支援センター内）

- ・平熱よりも1度以上高い場合、体調不良の場合は受診見合わせを徹底
- ・集団指導は休止

（2）ベリっころム（とみや子育て支援センター内）

- ・完全予約制で1日6組までとし、1組あたり親子合わせて3名まで
- ・利用時間は月曜日～金曜日の午前9時から午後4時までとし、1組あたり30分～1時間程度
- ・午前の部は午前9時から12時まで、午後の部は午後1時から4時までとし、完全入れ替え制

(3) その他の子育て支援事業等（とみや子育て支援センター内）

- ・調理実習や試食は休止

(4) 子育てサロン（西成田コミュニティーセンター内）

- ・幼児（2歳以上）も可能な限りマスクの着用
- ・利用時間は火曜日から土曜日の午前10時から午後2時30分まで
- ・午前の部は午前10時から11時30分まで、午後の部は午後1時から午後2時30分までの完全予約制及び入れ替え制
- ・利用人数は保護者・乳幼児を合わせて最大10名までとし、利用時間は1組当たり60分以内
- ・施設内での飲食は禁止。ただし水分補給と授乳は可能
- ・一時預かりは休止

※上記（1）から（4）の共通事項として、家庭での検温等、利用者の感染対策を徹底

4 放課後児童クラブについて

(1) 小学校の分散登校期間中（6月2日（火）～6月15日（月））

- ・受入児童は2～4年生のうち保護者が医療従事者、介護従事者（入居施設・通所施設）、ひとり親家庭及び新1年生
- ・利用時間は月曜日から金曜日の午後6時まで（延長利用はできません）
- ・各施設の面積等により1日に利用する児童数を制限

(2) 小学校の通常登校開始（6月16日（火））以降

- ・通常利用を再開。ただし、6月の土曜日は利用休止

5 保育所等について

- ・通常利用を再開
- ・家庭での検温を実施し、平熱よりも1度以上高い場合、体調不良の場合は欠席の要請を徹底

6 総合運動公園施設・公民館・西成田コミュニティーセンター・大黒澤苑・民俗ギャラリーについて

(1) 総合運動公園施設

- ・屋内施設についてはトレーニング室、エントランスホール等の利用を休止
- ・夜間一般開放（午後6時～午後9時）は利用休止
- ・再開施設では開放基準利用人数となるよう入場・利用人数制限を実施
- ・グラウンドの利用はA・Bグラウンド、C・Dグラウンドそれぞれ200人以下
- ・テニスコートの利用は1面10人以下
- ・利用にあたってはスポーツ庁基準「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に準じた利用を要請

(2) 公民館

- ・開放時間は午前9時から午後5時まで
- ・利用対象者は市内在住または市内勤務者及び各公民館登録サークル団体に限る
- ・歌唱を伴う活動での利用は休止
- ・ロビーや図書室閲覧テーブル等の共通スペース及び調理室は使用休止
- ・利用にあたっては公益社団法人全国公民館連合会基準「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」並びに「富谷市公民館新型コロナウイルス感染拡大予防に関する利用ガイドライン」に準じた利用を要請

(3) 西成田コミュニティーセンター（子育てサロン以外）

- ・大ホール及び和室は利用可能。ただし、利用人数を制限
- ・浴場、調理室、カラオケ機器は利用休止

(4) 大黒澤苑

- ・研修棟は利用可能。ただし、利用人数を制限
- ・カラオケ機器は使用休止

(5) 民俗ギャラリー

- ・来場者の人数制限を実施（同時に最大50人）

7 富谷市学校体育施設について

- ・当面の間、利用休止

8 富谷市福祉健康センターについて

- ・1人当たりの利用時間を30分～1時間以内
- ・飲食を禁止。ただし、水分補給は可能
- ・浴場、調理室を利用休止

9 富谷市まちづくり産業交流プラザ（とみづら）について

- ・3階ミーティングルームの利用については、間仕切り有の場合10名以内、間仕切り無の場合20名以内

10 公園について

- ・利用上の注意事項は公園内の看板、ホームページ等により周知
- ・大亀山森林公園の管理棟はテーブル数を削減、炊事棟・バーベキュー用東屋は利用者数や貸出数を制限

11 市役所における窓口業務について

(1) 証明の取得等

- ・対面機会を抑制するため、「税証明」「住民票」「戸籍証明」の請求については、郵送による申請を推奨
※証明等請求書の様式は市ホームページに掲載

(2) 窓口開庁時間について（これまで午後7時まで窓口を延長していたものを通常の時間とします）

- ・当面の間、開庁時間は祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで
- ・対象施設は市役所本庁舎及び成田出張所

12 内容の見直し時期について

上記事項についての見直し時期は、6月16日（火）を予定。また、感染症の発生状況等に変化が生じた場合には、随時見直しを図ります。

富谷市長から市民の皆さまへのメッセージ（5月27日）

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進について、ご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。また、このような厳しい状況のなか、最前線でご尽力されている医療従事者の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

政府は25日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言を、これまで継続していた東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏1都3県と北海道で解除し、「全面解除」を発表しました。また、宮城県は政府の「全面解除」を受け、26日に「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策（5月26日以降）」についてを発表しました。

本市では、こうした状況を踏まえ、市民の皆様にご不便をお掛けしておりました市施設の利用中止や幼稚園、小学校、中学校の臨時休業等の措置を解除し、「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針（6月1日以降）」に定める新型コロナウイルス感染症の予防措置を講じたうえで、一部の施設を除いて6月1日から利用等を再開することといたしました。市民の皆様が各施設を利用するに当たっては、「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針（6月1日以降）」2の（2）「感染防止対策事項」の実施をお願いいたしますとともに、施設ごとの留意事項を十分にご理解いただいたうえで、利用いただきますようお願いいたします。

市民の皆様には、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着をお願いいたしますとともに、これまでクラスターが発生しているような施設や、「3つの密」のある場所へ行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策を確認したうえで、感染防止等を徹底するなど特に注意してください。また、5月31日までは不要不急の帰省や旅行、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動を避けるほか、その他の都道府県についても、なるべく移動を控えていただきますとともに、6月1日から18日までは北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は慎重に対応いただきますようお願いいたします。

本市といたしましては、再度、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、まん延する可能性も否定できないことから、今後も新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底してまいりますとともに、市民の皆様の生活支援や地域経済の活性化に向け、国・県等と連携を図りながら、万全の対策に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今年10月10日開催予定の開宿400年記念事業「富谷宿 街道まつり」及び10月18日開催予定の2020東京オリンピック・パラリンピック開催記念「TOMIYA&TAIWA 2020七ツ森ハーフマラソン大会」につきましては、県内で同時期に開催予定の大きなイベントの中止が発表され今後の状況が見通せないなか、完全に安全な状態で開催することは不可能と判断し、街道まつりは来秋に、マラソン大会は来春にそれぞれ開催を延期することとし、街道まつりの延期に伴い10月10日にオープンを予定していた「富谷宿観光交流ステーション（愛称「とみやど）」についても来春にオープンを延期いたします。決断にあたりましては、開催を楽しみにしている市民の皆様や開催に向けて準備を進めてこられた関係者の皆様の思い浮かべながらの苦渋の決断となりました。今後は来年の開催に向けてしっかりと準備を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。